三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字向山二六四〇・二六四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年四月六日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県遠賀郡岡垣町大字上畑字山ノ口九八六・九九三・一〇一五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年四月六日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県遠賀郡岡垣町大字内浦字岩谷七五九・七七二・七八〇・七九四の一・七九四の二・七九四の四・七九四の五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年四月六日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町田篭字九弓田七八から八〇まで、字又毛一〇三、一〇九の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字九弓田七八から八〇まで・字又毛一〇三・一〇九の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年四月六日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県遠賀郡岡垣町大字手野字長者原一一八〇の一・一一八二の四五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第九十号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき公示する。
平成二十七年四月六日
経済産業大臣　宮沢　洋一

登録の区分	外国登録検査機関
一　電線 二　ヒューズ 三　配線器具 四　電流制限器 五　小形単相変圧器及び放電灯用安定器 六　電熱器具 七　電動力応用機械器具 八　電子応用機械器具 九　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。） 十　携帯発電機	中国品質認証センター 中華人民共和国北京市豊台区南四環西路188号9区

（参考）
中国品質認証センターの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。
中国品質認証センター（中華人民共和国北京市豊台区南四環西路188号9区）

○環境省告示第六十号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十五項の規定に基づき、霧島錦江湾国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成十二年九月環境庁告示第五十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。
平成二十七年四月六日　環境大臣　望月　義夫

第四条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

○防衛省告示第六十五号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。
平成二十七年四月六日
防衛大臣　中谷　元

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	平成二十七年二月二十日から同年四月十五日まで	平成二十七年四月十六日から同年七月十五日まで
（平成二十六年防衛省告示第百二十四号）		